

「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第 4 期）」（令和 2 年 3 月）のポイント及びその後の状況

1 登録政治資金監査人の登録及び研修

< 第 4 期取りまとめのポイント >

(1) 登録政治資金監査人の登録

- 政治資金監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分に確保されていると考えられるものの、近年登録者の年齢層が上がっていることや、登録抹消者数が増加傾向にある中、登録抹消者の年齢層も上がっていることを踏まえると、今後も登録政治資金監査人の安定的確保等に向けて取り組んでいくことが必要であり、そのためには、引き続き、関係士業団体と連携し、登録政治資金監査人制度について、周知・広報を行っていくことが必要。
- また、登録政治資金監査人 1 人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域の状況も、引き続き注視していくことが適当。

(2) 政治資金監査に関する研修の実施

- 登録時研修については、引き続き全国各地において集合研修方式による研修を実施するとともに、登録政治資金監査人の希望に基づいて個別研修方式及び要望研修方式による研修を継続していくことが必要。
- 登録時研修は、政治資金監査の実施要件とされており、その実施に当たっては、研修受講者の利便の確保にも配慮することが必要である。例えば、要望研修方式については、現在、開催に必要な人数の基準を受講希望者 5 人以上としているが、今後登録時研修を未だ修了していない登録政治資金監査人のニーズを把握した上で、当該基準の緩和を検討することが適当。
- また、登録政治資金監査人の地域的偏在の是正を図ることを目的として、登録政治資金監査人 1 人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域において登録時研修を実施することについては、政治資金監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分に確保されていると考えられるものの、引き続き、これらの地域の状況を注視しながら検討することが適当。
- フォローアップ研修については、登録政治資金監査人が政治資金監査実務の基礎知識を定着・向上させることを目的として実施しているものであり、受講者から概ね好評価を頂いているところであるが、登録政治資金監査人のニーズを踏まえ、その内容の充実、参加機会の拡充などによる参加の促進を図りながら、今後も継続して実施していくことが必要。

【第 5 期の状況】

(1) 登録政治資金監査人の登録

- ・令和 3 年度末現在の登録政治資金監査人の登録者数は、令和元年度末と比して 42 人増加。都道府県別では、増加が 19、減少が 17、増減なしが 11。

- ・令和2年度から令和3年度における新規登録者数は211人。令和2年度の91人に比べ、令和3年度は120人と増加に転じたものの、第4期以前に比べ減少傾向。
- ・令和2年度から令和3年度における登録抹消者数は169人。登録抹消者数は令和元年に120人に増加したが、令和2年、3年ともに令和元年に比べ減少。
- ・登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体の数が1以上の道県は12（全国計0.6団体）。
- ・当委員会が開催する研修の開催や、関係士業団体が主催する研修への参加を通じて、政治資金監査制度の概要等を説明・周知。
- ・登録政治資金監査人の登録等状況の詳細や属性等の分析は今後実施。

<登録者数等の状況>

[登録者総数]

- ・令和元年度末：5,021人
- ・令和2年度末：5,018人
- ・令和3年度末：5,063人

[年度別登録者数]

- ・令和元年度末：135人
- ・令和2年度末：91人
- ・令和3年度末：120人

[登録時研修受講者数総数]

- ・令和3年度末：4,970人

※登録抹消者を除く（令和3年度末現在の登録者総数に対応する人数）

<年度別新規登録者数及び登録抹消者数>

[新規登録者数]

- ・令和2年度：91人
- ・令和3年度：120人

[登録抹消者数]

- ・令和2年度：94人
- ・令和3年度：75人

<都道府県別登録状況（令和3年度末現在の登録者数）>

- ・登録者数は、最大が東京都（1,587人）、最小が島根県（5人）。
- ・令和元年度末からの増減数は、最大が東京都（37人増）、最小が千葉県（7人減）。
- ・監査人1人あたりの団体数は、最大が島根県（2.4団体）、最小が石川県（0.31団体）。

(2) 政治資金監査に関する研修の実施

- ・令和元年末からの新型コロナウイルスのまん延の影響により、集合、対面での研修の実施が困難となったが（登録時研修は実施。）、令和2年度よりリモート研修を実施することにより、研修受講機会の確保を図った。また、個別研修は継続して実施した。
- ・上記の状況から、要望研修の人数要件については、基準の緩和は検討せず、リモート研修の実施による受講者の利便の確保を図ることとした。
- ・登録政治資金監査人の地域的偏在の是正に対する対応については、令和2年度からのリモート研修の開始により、登録政治資金監査人の所在地にかかわらず、研修を受講できる環境を整備し、受講機会の拡充を図った。
- ・令和2年度及び令和3年度のリモート研修（実務向上研修）においては、第4期に引き続き、個別の指導・助言の取組によって明らかとなった政治資金監査の実施における誤り事例の具体的な例示、実践的な演習を行うとともに、令和2年度から新たに小テストを導入する等、研修内容を充実。

①集合研修によるフォローアップ研修の中止及びリモート研修の実施

- ・新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和2年度及び令和3年度において、集合研修によるフォローアップ研修を中止（集合研修による登録時研修は実施）。
- ・新型コロナウイルス感染防止及び遠隔地からの研修受講機会の確保等のため、令和2年度からリモート研修を開始。

②登録時研修実施状況

<登録時研修受講者数計>

- ・令和2年度：100人
- ・令和3年度：128人

<うち集合研修受講者>

- ・令和2年度：30人（7回開催）
- ・令和3年度：50人（7回開催）

※令和2年度及び令和3年度の集合研修はすべて登録時研修としてのみ実施。

<うち個別研修受講者>

- ・令和2年度：55人（55回実施）
- ・令和3年度：40人（40回実施）

<うちリモート研修受講者>

- ・令和2年度：15人
- ・令和3年度：38人

③フォローアップ研修実施状況

<フォローアップ研修受講者数計（リモート研修のみ）>

- ・令和2年度：再受講研修140人、実務向上研修522人
- ・令和3年度：再受講研修185人、実務向上研修510人

2 政治資金監査に関する具体的な指針等

＜第4期取りまとめのポイント＞

(1) 政治資金監査マニュアルについて

○政治資金監査マニュアルの内容については、当委員会のホームページやフォローアップ研修を通じて引き続き周知を図るとともに、政治資金監査制度の運用状況や、登録政治資金監査人等から寄せられる意見等を基に、政治資金監査がその基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、必要な見直しを行っていくことが適当。

(2) 「政治資金監査に関するQ&A」等について

○政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、今後もこれまでと同様に、必要に応じ、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解の表明や「政治資金監査に関するQ&A」の充実、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの有効活用の促進等を行っていくことが適当。

【第5期の状況】

(1) 政治資金監査マニュアルについて

- ・フォローアップ研修等の場を通じて、政治資金監査マニュアルの内容を改めて周知。
- ・政治資金監査報告書の押印義務の廃止に伴い、令和3年度に政治資金監査マニュアルを改訂。

(2) 「政治資金監査に関するQ&A」等について

- ・令和2年度及び令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集合研修方式による実務向上研修が開催されなかったこと等により、登録政治資金監査人からの新たな質問が減少したことから、新規のQ&Aの追加はなかった。
- ・個別の指導・助言対象者への通知やフォローアップ研修等の場を通じて、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用を改めて周知。

3 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する研修及び指導・助言のあり方～

＜第4期取りまとめのポイント＞

(1) フォローアップ研修について

○実務向上研修の受講者の概ね6割が政治資金監査経験者であることや、研修内容に関する研修受講者のニーズも踏まえれば、実務的な演習により重点を置いて、研修内容の更なる充実を図ることが適当。具体的には、研修時間の見直しなどにより、特に演習問題が中心の内容にすることや、政治資金監査実務上、誤りの多い点について具体例を活用して説明すること等、研修内容の充実に関して検討することが適当。

○実務向上研修の受講者数は、過年度においては概ね1,000人程度となっているが、これは、近年の登録時研修修了者数全体の2～3割弱程度にとどまるものであるため、研修の内容を充実させるとともに、今後も関係士業団体との協力を強化し、登録政治資金監査人に効果的な周知を行うことにより、研修への参加促進を図ることが必要。

(2) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

○本取組は、政治資金監査の質の向上の観点から有意義なものであり、その重要性に鑑みれば、政治資金監査の更なる質の向上を図り、国民の政治資金監査制度に対する信頼の確保につなげるため、継続して実施することが必要であるが、本取組の継続にあたっては、これまでの取組結果等を踏まえ、個別の指導・助言の対象となる登録政治資金監査人の人数が可能な限り減少するよう、より効果的な取組の検討を行うことが適当であり、例えば、政治資金監査に関する研修に係る資料の内容や、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの内容の見直し等に関して検討することが考えられる。

○なお、こうした個別の指導・助言の取組み状況を確認しながら、都道府県選管等の意見も踏まえつつ、今後の個別の指導・助言のあり方に関して必要な検討を行うことが適当。

【第5期の状況】

(1) フォローアップ研修の充実について

- ・令和2年度及び令和3年度のフォローアップ研修（実務向上研修）においては、第4期に引き続き、個別の指導・助言の取組によって明らかとなった政治資金監査の実施における誤り事例の具体的な例示、実践的な演習を行うとともに、令和2年度から新たに小テストを導入する等、研修内容を充実。※再掲
- ・新型コロナウイルス感染防止及び遠隔地からの研修受講機会の確保等のため、令和2年度からリモート研修を開始。※再掲
- ・フォローアップ研修については、新型コロナウイルス感染防止対策のため、集合研修の開催が困難であった。そのため、研修受講機会の確保のため、令和2年度よりリモート研修を開始し、受講者数の確保を図った。

なお、リモート研修に対する研修受講者からの評価について、受講者アンケートでは、一定の評価を得ていることから、令和4年度からは恒常的に実施することとしている。

- ・フォローアップ研修の参加促進のため、登録政治資金監査人に対し、研修開催予定を郵送するとともに、当委員会ホームページへの掲載、各士業団体を通じた周知等を行った。

(2) 個別の指導・助言について

①令和元年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組

- ・都道府県選挙管理委員会等からの報告のうち、収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるものや、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられ、政治資金監査制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねないと認められるもの等について、該当のあった登録政治資金監査人（27人）に対し、当委員会から文書により個別の指導・助言を実施。
- ・令和2年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についても引き続き本取組を継続して行うことを決定。

	個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
確認項目	ア 政治資金監査報告書に係るもの	4人	9件 (0.4%)
	イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの	25人	28件 (1.1%)
	総計	29人	37件
	純計	26人	34件 (1.3%)

(注)

- ・上記の内訳は、令和元年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等の総数。
- ・比率については、次の算式により算出。

$$\left(\frac{\text{逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の令和元年分収支報告書（定期分）の件数（2,571件）}} \right)$$

②令和2年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組

- ・令和元年分の収支報告書（定期分）に係る取組と同様、収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるもの等について、該当のあった登録政治資金監査人（37人）に対し、当委員会から文書により個別の指導・助言を実施。
- ・令和3年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についても引き続き本取組を継続して行うことを決定。

	個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
確認項目	ア 政治資金監査報告書に係るもの	16人	33件 (1.3%)
	イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの	26人	32件 (1.2%)
	総計	42人	65件
	純計	37人	60件 (2.3%)

(注)

- ・上記の内訳は、令和2年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等の総数。
- ・比率については、次の算式により算出。

$$\left(\frac{\text{逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の令和2年分収支報告書（定期分）の件数（2,622件）}} \right)$$

③個別の指導・助言の対象者への研修参加呼びかけ、取組結果の周知

- ・令和元年分及び令和2年分の収支報告書（定期分）に係る個別の指導・助言の対象者に対して、フォローアップ研修への積極的な参加呼びかけを実施。
- ・個別の指導・助言の取組結果については、すべての登録政治資金監査人、関係士業団体、都道府県選管に対して周知。
- ・特に令和2年分の収支報告書（定期分）に係る個別の指導・助言については、「政治資金監査における誤りやすい事例集」において特に誤りの多かった事例について注意喚起。

④都道府県選挙管理委員会に対するアンケートの実施

- ・都道府県選挙管理委員会に対して、個別の指導・助言に係る事務の体制、報告事務要領のわかりやすさ、業務の事務負担、取組結果の活用状況等に係るアンケートを令和3年度に実施。